



人が輝き

活力あふれる

日本の宝島 “天草”

第2次天草市総合計画
改定版
(平成28年3月改定)

熊本県 天草市

ごあいさつ

天草市では、平成19年3月に「日本の宝島“天草”の創造」をまちづくりの基本理念とした第1次天草市総合計画を策定し、以来8年間、「だれもが誇りに思い、安心して心豊かに暮らせる宝の島」を創るために、市政運営に取り組んでまいりました。

その間、私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化の急速な進展、経済状況の変化による雇用機会の不足など、厳しい状況が続いています。また、こうした地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の行政に対するニーズの多様化や高度化が進む中、市民一人ひとりが望むような働き方、暮らし方を実現できる地域社会を形成していく必要があります。

このような社会情勢を踏まえて、本市が将来的に発展し、かつ効率的・効果的な安定した自治体経営を行っていくため、第2次天草市総合計画を策定しました。

本計画では、まちづくりの基本理念を『人が輝き 活力あふれる「日本の宝島“天草”」』とし、本市が目指す8年後のまちの将来像を「豊かで活力ある産業のまち」、「文化を育み人が輝くまち」、「安らぎのある快適なまち」、「未来を拓く社会基盤が充実したまち」、「自治体経営が安定したまち」としました。

今後は、本計画の実現に向けて市民の皆様との協働により、各施策や事業を展開し、「将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島」を創り上げてまいり所存でありますので、市民の皆様には市政への積極的なご参画、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました天草市総合計画策定審議会委員並びに市議会議員の皆様をはじめ、市政に関するアンケートなどを通じてご協力をいただきました、多くの市民の皆様、関係各位に対しまして深くお礼申し上げます。



平成27年3月

天草市長 中村 五木

【目 次】

序 論

第1章 総合計画策定にあたって	1
第1節 総合計画策定の趣旨と背景	1
第2節 役割	2
第3節 構成と期間	2
第2章 天草市の概要	4
第1節 位置と地勢	4
第2節 面積および土地利用	4
第3節 人口	5
第4節 産業構造	7
第5節 財政状況	8
第3章 天草市を取り巻く社会情勢と課題	9
第1節 人口減少と少子・高齢化の進展	9
第2節 経済・雇用状況の変化	10
第3節 市民ニーズの多様化・高度化	11
第4節 市民参画・協働の拡大	11
第5節 高度情報化社会の進展	11
第6節 地方分権のさらなる進展	12

基本構想

第1章 まちづくりの目標	15
第1節 まちづくりの基本理念	15
第2節 まちの将来像	16
第3節 将来推計	17
第4節 財政予測	19
第5節 市民が住みたいと思う環境指標	20

前期基本計画

第1章 基本計画のあらまし	25
第1節 計画の目的	25
第2節 計画の構成	25
第3節 トータル・システム化の推進	25
第2章 計画の目標年次、人口予測	25
第1節 目標年次	25
第2節 人口予測	25

第3章 基本計画の基本方針	26
第1節 部門経営方針及び政策方針	26
第2節 総合計画体系図	30

第4章 政策概要

産業経済部門	31
観光・文化部門	41
地域振興・教育部門	47
保健・医療・福祉部門	65
生活環境・防犯防災部門	77
都市基盤整備部門	87
総務・企画部門	97

地域別計画

本渡地域	105
牛深地域	107
有明地域	109
御所浦地域	111
倉岳地域	113
栖本地域	115
新和地域	117
五和地域	119
天草地域	121
河浦地域	123

資料編

総合計画策定体制	127
総合計画策定経過	127
総合計画策定審議会委員	129
市民が住みたいと思う環境指標一覧	130
成果指標一覧	131
各指標の過去の数値	135

序 論

序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 総合計画策定の趣旨と背景

本市は、平成18年3月27日に2市8町の市町合併により誕生し、平成19年3月に第1次天草市総合計画を策定し、まちづくりの基本理念に「日本の宝島“天草”の創造」を掲げ、その実現に向けて行政運営を行ってきました。

国においては、地方分権が進む中、平成23年に「地域主権改革3法案」が可決、成立し、これまで国の法律で縛られていた「義務付け・枠付け」が緩和され、総合計画についても、地方自治法第2条に規定された市町村基本構想の策定義務が撤廃され、策定についての法的根拠はなくなりました。それに伴い、自治体の組織及び運営の自由度が拡大され、施設等の整備基準や設置・運営に関する基準などを自治体条例に委ね、より地域の自主性が尊重され、地域の実情に合った行政運営が可能となりました。

しかし、本市においては、人口減少の急速な進展や少子高齢化、雇用機会の不足、合併特例算定期間終了に伴う地方交付税の削減など多くの課題を抱えており、地域社会を取り巻く環境の変化による市民ニーズの多様化、高度化への対応も求められています。

このような社会情勢の中、これからの地方自治体には、今まで以上に行政運営に関する経営能力が求められるようになり、自治体の基幹計画である総合計画は、これまで以上に重要性が高まっています。

そこで、本市の将来の発展に向け、戦略的な行政運営を行うため、第1次天草市総合計画（平成19年度～平成26年度）の取り組みを総括・評価し、さらに取り組むべきものを明らかにして、市の将来像や中・長期的な計画を示した「第2次天草市総合計画」を策定するものです。

第2節 役割

この総合計画は、本市の将来像を明確に描き、これを市民と行政が共有して協働により実現するため、まちづくり目標や基本的な方策を明らかにしたもので、本市においての最上位計画として位置付けます。

また、今を生きる市民は勿論、未来の市民の幸福のために長期的な展望のもとで、戦略的な行政運営を行うための指針として、次のような役割を持っています。

- 1 本市の将来像と、それを達成するための市政の目標を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となるものです。
- 2 市民をはじめ各種団体や民間企業などに対し、行政運営の指針を示し、理解と協力を得ながら、まちづくりへの自発的な参画を求めるものです。
- 3 国や県に対して、本市の主体的なまちづくりの方向性を明らかにし、計画の実現に向け、積極的な支援と協力を要請するものです。
- 4 「計画の総合化（※1）」や「行政システムの統合化（※2）」の指針を示し、総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム（※3）化を進めるものです。

※1「計画の総合化」とは、各分野別計画を総合計画の下位計画として位置づけ、目標年次、期限、政策方針等の方向性を整合させること。

※2「行政システムの統合化」とは、実施計画、予算編成、行政評価などのシステムを一連のプロセスとして構築すること。

※3「トータル・システム」とは、全てのシステムが、全体として機能するよう同じ方向に向いている状態のこと。

第3節 構成と期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成し、それぞれ次のような位置付け、計画期間とします。

1 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの全領域にわたる長期的な目標、すなわち「まちづくりの基本理念（あるべき姿）」、「まちの将来像（目指すべき方向）」を示すものです。

計画期間は8年間（平成27年度から平成34年度まで）とします。

また、日本の宝島“天草”に「市民が住み続けたいと思う環境指標」を設定し、将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

2 基本計画

基本計画は、本市の現状と解決すべき課題を把握したうえで、基本構想

の実現に向けたまちづくりの「部門経営方針」等を総合的・体系的に示すものです。

その範囲は、本市が実施すべき施策を基本に、市民、民間及び他の公共団体などと協力しながら行う範囲も含んだものとします。

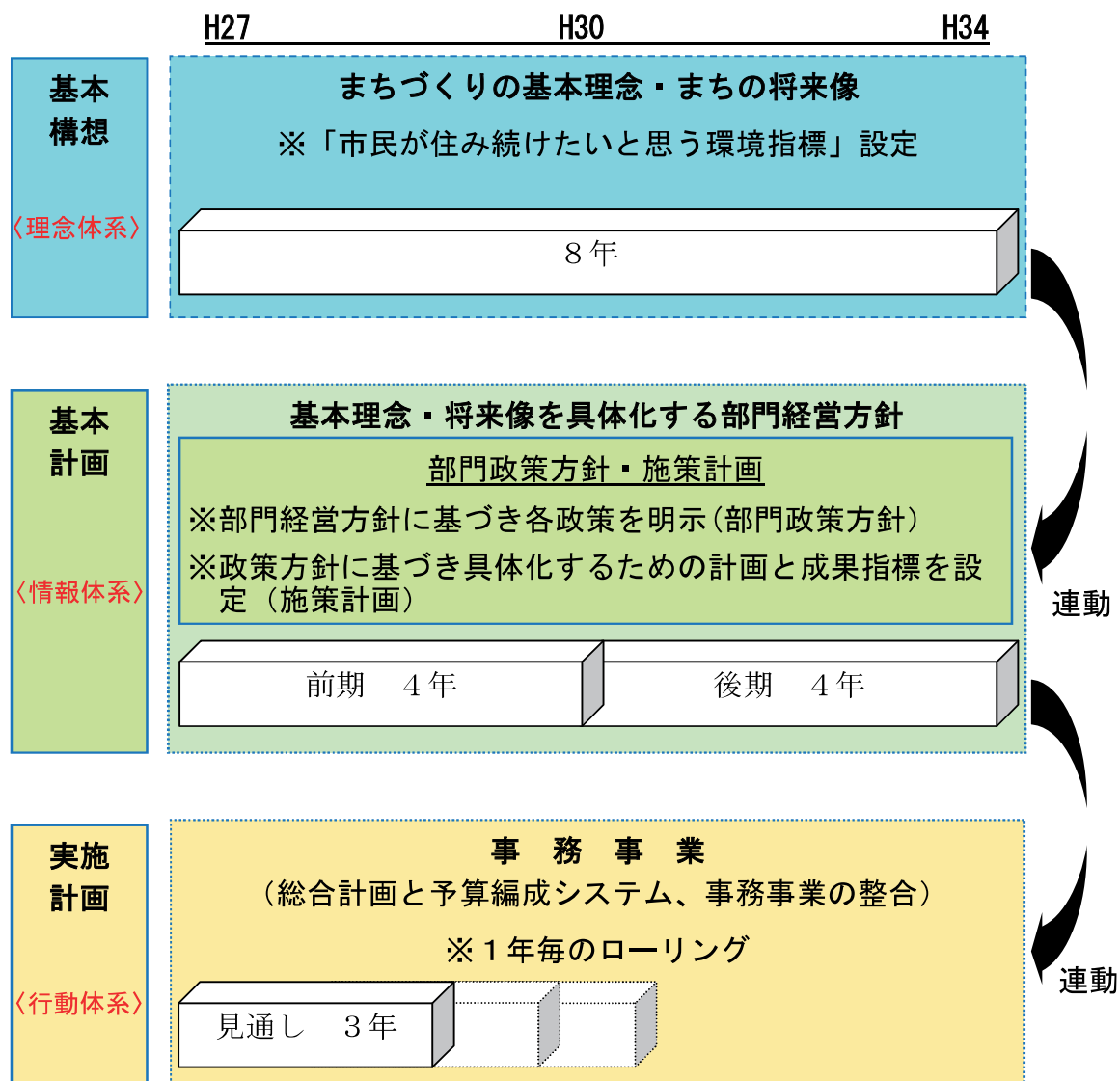
計画期間は、前期と後期の各4年に分けてまちづくりの指針を示します。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事務事業を展開するものです。

計画期間は、その時々諸事情の変化などに応じて、市民ニーズの高いもの、より大きな政策効果を得られるものから計画的に個々の事業を実施していくため3年間とし、毎年、内容の見直しを行います。

<総合計画の構成イメージ>



第2章 天草市の概要

第1節 位置と地勢

本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を美しい海に囲まれた天草諸島の中で、天草上島の一部や天草下島、御所浦島などで構成されています。地形は、そのほとんどが山岳・丘陵地で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や集落、農地が展開し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道などが配置・整備されています。

産業は、温暖な気候を生かした農業や、豊かな水産資源を生かした漁業を主として発展してきました。また、国立公園に指定された自然景観、南蛮文化やキリシタンの歴史など、多くの観光資源にも恵まれています。

県庁所在地の熊本市から、本庁所在地の本渡市街までは車で2時間ほど、最南端の牛深市街まではさらに1時間ほどを要します。

また、福岡・長崎・熊本・鹿児島を結ぶ九州西岸地域の拠点となる位置にあり、海を隔てて北に長崎県島原半島と、南に鹿児島県長島があります。

第2節 面積および土地利用

本市の総面積は68,328.78km²（平成26年10月1日現在）で、県内市町村の中で最大を誇り、県土面積の約9%を占めています。

土地利用については、全体の約77%を農地・山林で占めており、宅地・道路用地については約6%となっています。

また、その大半が山林である中で、本渡地区と牛深地区に市街地があり、ほかの地区は限られた平坦部に集落が点在している状況です。

■地目別土地面積（平成23年10月1日現在）（単位：ha、%）

総面積	田		畑		山林		原野	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
68,328	3,290	4.8	2,570	3.8	46,603	68.2	12	0.0

河川・水路		道路		宅地		その他	
面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
1,333	1.9	2,499	3.7	1,844	2.7	10,177	14.9

（資料：土地利用現況把握調査）

第3節 人口

1 人口および世帯数

総人口は、平成22年国勢調査によると89,065人となっており、平成17年と比較して7,408人（約7.7%）減少しています。

世帯数は34,272世帯で、平成12年までは横ばいで推移していましたが、平成17年からは減少傾向にあります。また、1世帯当たりの人員は2.60人と減少を続けており、高齢者のみの世帯が増えています。

■人口と世帯数の推移

（単位：人、戸）

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口	107,823	102,907	96,473	89,065
世帯数	36,190	36,296	35,426	34,272
世帯当たり人員	2.98	2.84	2.72	2.60

（資料：国勢調査）

■高齢者のみの世帯数の推移

（単位：戸、%）

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率
世帯数	36,190	－	36,296	－	35,426	－	34,272	－
高齢者のみの世帯	7,789	21.5	9,090	25.0	9,819	27.7	10,252	29.9
一人暮らしの世帯	3,854	10.6	4,477	12.3	4,899	13.8	5,244	15.3
夫婦のみの世帯	3,935	10.9	4,613	12.7	4,920	13.9	5,008	14.6

（資料：国勢調査）

2 年齢階層別人口

年齢階層別人口は、平成22年国勢調査によると年少人口（0～14歳）11,288人（12.7%）、生産年齢人口（15～64歳）47,773人（53.7%）、老年人口（65歳以上）29,868人（33.6%）となっています。県平均と比べてみると、生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっています。経年的にみても、年少人口と生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加しており、少子高齢化の進行が顕著に伺えます。

■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位：人、%)

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 22 年 県構成比
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
総人口	102,907	100.0	96,473	100.0	89,065	100.0	100.0
0～14 歳	15,844	15.4	13,514	14.0	11,288	12.7	13.8
15～64 歳	58,300	56.7	53,127	55.1	47,773	53.6	60.5
65 歳以上	28,718	27.9	29,816	30.9	29,868	33.5	25.6

(資料：国勢調査)

※総人口には年齢不詳者を含むため、年齢階層別人口の合計とは一致しません。

3 産業別就業者数

産業別就業者数は、平成 22 年国勢調査によると第 1 次産業就業者 5,779 人(15.0%)、第 2 次産業就業者 6,460 人(16.8%)、第 3 次産業就業者は 26,292 人(68.2%)となっています。県平均と比較すると、第 1 次産業が若干高い割合を示している一方、第 2 次・第 3 次産業の割合が低くなっています。

また、経年的にみると、第 1 次・第 2 次産業就業者は減少傾向にあり、第 3 次産業就業者は平成 12 年まで増加傾向でしたが、平成 17 年調査から減少が続いています。

■産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 22 年 県構成比
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
就業人口総数	46,738	100.0	43,118	100.0	38,904	100.0	100.0
第 1 次産業	7,925	17.0	7,128	16.5	5,779	15.0	10.2
第 2 次産業	10,610	22.7	8,390	19.5	6,460	16.8	21.0
第 3 次産業	28,168	60.3	27,533	63.9	26,292	68.2	68.8

(資料：国勢調査)

※就業人口総数には産業分類不能者を含むため、就業人口総数の合計とは一致しません。

第4節 産業構造

1 市町村内総生産

平成24年度市町村民所得推計における市内総生産額の現状は、総生産で0.4ポイント増加しており、産業全体では0.7ポイントの増加となっています。

産業では、第一次産業において、6.3ポイントの増加となっており、農業及び水産業が増加して特に水産業は回復の兆しがあります。第二次産業においては、1.2ポイントの減少となっており、特に鉱工業減少が大きく、建設業においては2.5ポイントの増加となっています。第三次産業でも、0.2ポイント増加していますが電気・ガス・水道業等においては減少が大きくなっています。

■市内総生産の状況

(単位：千円、%)

項目	実 数			対前年度増加率		増加 寄与度
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	
1 産業	168,271,042	166,904,702	168,100,270	▲ 0.8	0.7	0.6
(1) 農業	4,108,764	4,303,207	4,424,698	4.7	2.8	0.1
(2) 林業	892,563	938,589	899,647	5.2	▲ 4.1	▲ 0.0
(3) 水産業	4,900,093	5,472,844	6,061,645	11.7	10.8	0.3
(4) 鉱工業	8,288,788	9,173,586	8,585,518	10.7	▲ 6.4	▲ 0.3
(5) 建設業	14,823,664	12,981,606	13,303,643	▲ 12.4	2.5	0.2
(6) 電気・ガス・水道業	5,845,273	4,379,403	3,693,907	▲ 25.1	▲ 15.7	▲ 0.3
(7) 卸売・小売業	22,561,353	22,968,620	23,192,990	1.8	1.0	0.1
(8) 金融・保険業	7,805,610	7,627,489	7,488,376	▲ 2.3	▲ 1.8	▲ 0.1
(9) 不動産業	30,898,168	31,169,662	31,674,841	0.9	1.6	0.2
(10) 運輸	9,161,946	8,231,969	8,146,724	▲ 10.2	▲ 1.0	▲ 0.0
(11) 情報通信業	6,458,138	6,325,586	6,228,430	▲ 2.1	▲ 1.5	▲ 0.0
(12) サービス業	52,526,682	53,332,142	54,399,850	1.5	2.0	0.5
2 政府サービス生産者	37,690,047	36,492,233	36,186,768	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 0.1
(1) 電気・ガス・水道業	2,889,619	2,121,615	2,392,022	▲ 26.6	12.7	0.1
(2) サービス業	12,448,361	12,302,330	11,728,699	▲ 1.2	▲ 4.7	▲ 0.3
(3) 公務	22,352,067	22,068,288	22,066,047	▲ 1.3	▲ 0.0	▲ 0.0
3 対家計民間非営利 サービス生産者	4,963,964	5,582,114	5,497,219	12.5	▲ 1.5	▲ 0.0
(1) サービス業	4,963,964	5,582,114	5,497,219	12.5	▲ 1.5	▲ 0.0
4 小計(1+2+3)	210,925,053	208,979,050	209,784,257	▲ 0.9	0.4	0.4
5 輸入品に課される税・関税	2,118,047	2,454,781	2,519,077	15.9	2.6	0.0
6 (控除)総資本形成 に係る消費税	922,384	981,592	958,019	6.4	▲ 2.4	▲ 0.0
7 市町村内総生産(4+5-6)	212,120,716	210,452,239	211,345,315	▲ 0.8	0.4	0.4
(税額調整前)第1次産業	9,901,420	10,714,640	11,385,991	8.2	6.3	0.3
(税額調整前)第2次産業	23,112,452	22,155,192	21,899,161	▲ 4.1	▲ 1.2	▲ 0.1
(税額調整前)第3次産業	177,911,182	176,109,218	176,509,105	▲ 1.0	0.2	0.2

※ 単位四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。

第5節 財政状況

本市の財政状況については、歳入において税収は平成21年度から減少傾向にあります。歳入の概ね半分を占める地方交付税が国の地方財政対策により予想より手厚く措置されたことで、高い水準で推移しています。市が借り入れる市債は、学校や道路などの公共施設等を建設する財源ですが、将来負担の増を抑制するために毎年度の償還額の範囲内で借り入れています。ただし、平成21年度は本渡中学校建設事業により、一時的に借り入れが大きくなっています。

また、歳出では人件費において定員適正化計画に沿った職員数の削減が行われており、決算額も減少しています。しかし、主に福祉関係に支出する扶助費において、国の政策による制度の新設や拡充、高齢化や生活保護対象者の増加などにより、毎年度増加しています。また、各種団体等への補助金や負担金、特別会計等への繰出金についても、増加傾向にあります。そして、道路や河川、公共施設等の整備にあたる投資的経費は、国の経済対策により年度によって大きな変動が生じており、歳出を総体的にみると近年500億円を上回る決算総額で推移しています。

【歳入】

(単位: 百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市税	7,459	7,932	7,992	7,641	7,554	7,600	7,469	7,471
譲与税・交付金	2,847	2,105	1,857	1,821	1,819	1,760	1,496	1,449
地方交付税	23,910	23,157	24,388	25,081	26,720	26,232	25,862	25,934
分担金・負担金	583	532	544	532	581	598	605	597
使用料・手数料	912	894	858	829	829	826	818	781
国県支出金	7,600	8,361	8,004	13,830	11,542	9,207	9,072	12,119
財産収入	96	230	219	169	161	102	110	107
繰入金	13	706	544	428	553	95	1,042	2,141
諸収入	2,665	2,240	1,564	2,022	2,682	3,314	3,387	3,322
市債	4,847	5,080	4,922	7,763	6,002	5,064	5,095	5,176
歳入合計	50,932	51,237	50,892	60,116	58,443	54,798	54,956	59,097

【歳出】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	10,497	10,743	10,509	9,899	9,855	9,619	9,806	9,233
扶助費	7,028	7,254	7,484	7,732	8,927	9,225	9,310	9,407
公債費	7,708	7,899	8,187	7,821	8,010	7,539	7,047	7,056
物件費	4,043	4,334	3,992	4,172	4,087	4,207	4,026	4,303
補助費等	5,340	5,519	5,645	7,964	6,042	5,938	5,732	7,240
繰出金	5,364	5,511	5,740	5,788	6,669	6,649	6,823	6,883
積立金	1,296	1,508	1,044	1,058	3,106	1,970	1,723	1,564
投資的経費	7,626	7,074	6,909	12,870	8,998	6,296	7,099	9,426
その他	435	434	370	829	720	715	637	621
歳出合計	49,337	50,276	49,880	58,133	56,414	52,158	52,203	55,733

第3章 天草市を取り巻く社会情勢と課題

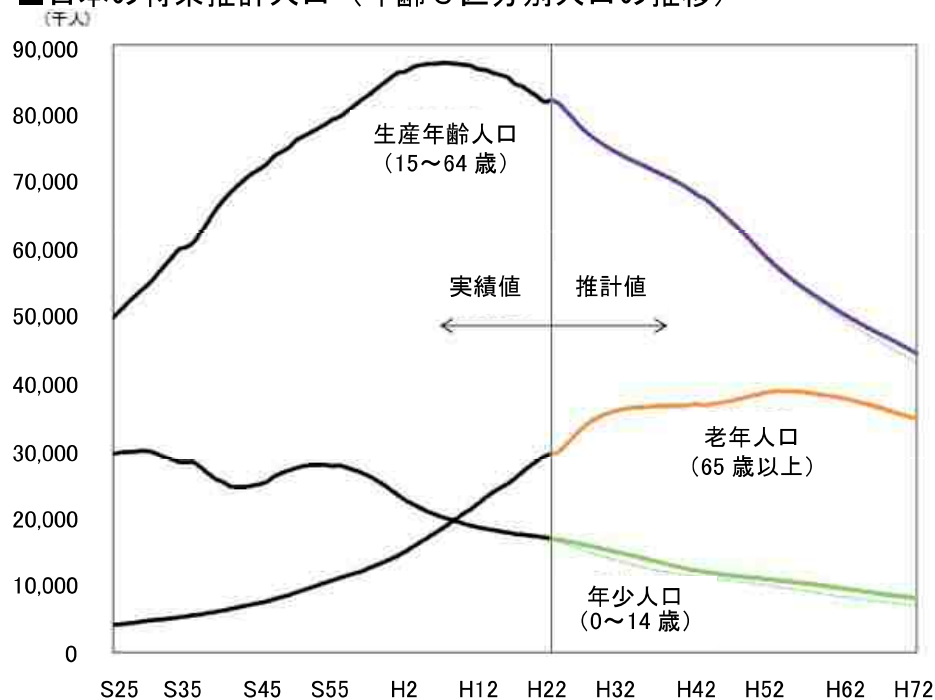
第1節 人口減少と少子・高齢化の進展

日本の総人口は、平成22年に1億2,806万人をピークに以後長期の人口減少過程に入り、本格的な人口減少社会を迎えています。一人の女性が一生に産むと想定した子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成17年に1.26まで低下し、その後の平成20年には1.37と上昇に転じていますが、依然として低水準となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によりますと、日本の総人口は平成42年の1億1,662万人を経て、平成60年には1億人を割って9,913万人となり、平成72年には8,674万人になるものと推計されています。

また、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、今後ますます高くなっていくことが予想されています。

■日本の将来推計人口（年齢3区分別人口の推移）

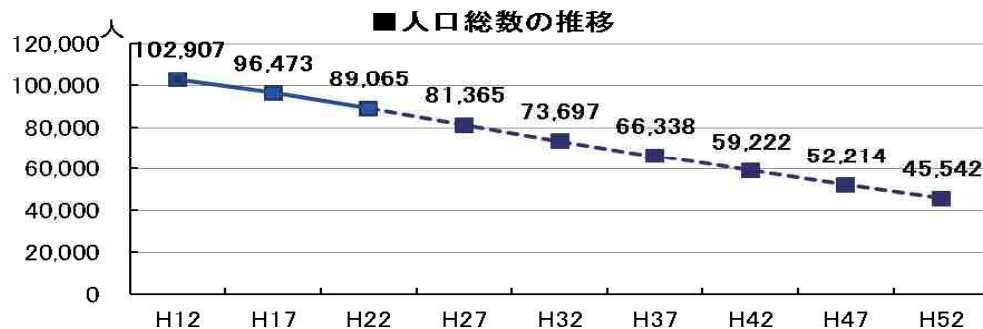


(平成24年1月推計 国立社会保障・人口問題研究所 公表)

人口減少や少子・高齢化の進展により、介護の必要な人を抱える家庭や一人暮らしの高齢者が増加する一方で、労働力人口が減少していき、医療・福祉などのサービスの持続的な供給が困難になることが予想されます。人口構造の変化は、自治体の財政状況の悪化や地域の活力低下など、あらゆる面に影響を及ぼすことにつながります。

本市においても、今後の経済成長と労働力の確保に向けて、教育の充実や技術革新による生産性の向上、人材の育成、若者・女性・元気な高齢者の就業機会の拡大などを図っていくことが必要となります。

■天草市の人口総数の推移



※平成17年～22年国勢調査の推移を基に、コーホート変化率法を用いて独自に算出した数値。

第2節 経済・雇用状況の変化

日本経済は、平成24年秋以降に進んだ円安方向への動きや株価の上昇、エコカー補助金の終了に伴う反動からの自動車販売の回復もあって、平成25年に入って持ち直しに転じました。その後、国の経済政策の効果が発現する中で景気は着実に上向き、緩やかに回復しつつあります。

しかし、地方においては、国の緊急経済対策や緊急雇用対策に係る事業を実施するものの消費税アップも相まったこともあり、地方の経済・雇用環境は依然として厳しい状況が続いているというのが現状です。

本市においても、これまでの右肩上がりの経済成長や税収増を期待することは困難であり、こうした状況を強く認識した雇用機会の拡大を図る取り組みや安定的な行財政運営を行っていく必要があります。

■天草市の年齢別人口と構成割合の推移



第3節 市民ニーズの多様化・高度化

近年、価値観の多様化や余暇時間の増加により、ライフスタイルの選択の幅も広がっており、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと市民の欲求が変化し、都市での生活から地方や農山村での生活を選択する人、趣味や生涯学習、ボランティア活動に取り組む人など、自分らしい生活を送ることに価値を見出す人も増えてきています。

また、急速に進行している少子・高齢化やインターネットに代表されるIT革命の進展等、社会経済情勢の急激な変化と経済の低迷による厳しい財政状況の中で、自治体は、産業、医療・福祉の分野をはじめ教育、環境等の多様化・高度化する住民ニーズに対応することが求められています。

本市においても、市民の行政に対するニーズの多様化・高度化が進む中、一人ひとりが望むような働き方、暮らし方などを実現できる地域社会を形成していくためには、自治体の事業の合理化をはじめとする行財政改革の徹底的な推進が急務であり、市民のニーズに弾力的かつ機動的に対応しうる組織を構築し、効率的な行政運営に努めていく必要があります。

第4節 市民参画・協働の拡大

少子・高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化などにより、市民の地域社会への帰属意識や人と人とのつながりが希薄になりつつあります。こうした中で、「人と人が支え合い、役に立ち合う」を概念とする「新しい公共」という新しい価値観が注目されています。教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに、行政だけでなく個人、自治組織、NPO法人、企業などにも参加していただき、多様な主体がまちづくりの担い手となり、地域の課題の解決に社会全体で対応していくことが期待されています。

その一方で、今後は健康で意欲のある高齢者や定年退職を迎える人たちが増加し、地域社会での活躍が求められています。

本市においても、市民の自主的な活動の展開は重要な課題となっており、一人ひとりが居場所と出番を見出すことで多くの市民がまちづくりに積極的に参画し、協働できる環境づくりが必要となっています。

第5節 高度情報化社会の進展

現在、パソコンやインターネット、モバイル通信（携帯電話・PHS・自動車電話）に代表されるICT（情報通信技術）が世界規模で飛躍的に発展しており、日本においてもパソコンを代表とする情報処理装置は高性能化・小型化・低価格化し、企業や家庭に急速に普及しています。また、身近な暮らしの

中でも、公共料金などのコンビニエンスストアでの支払いやオンラインショッピング、ネットバンク決済の浸透など、電子化が進んでいます。

一方では、社会システムの急速な転換に対応できない情報弱者への支援、コンピュータ犯罪の増加や個人情報の流出の防止、情報セキュリティの強化などの課題への対応が求められています。

本市においても、このような状況を踏まえ、行政の情報化を推進する上で情報システムの安全確保や個人情報保護の徹底を図り、行政運営の簡素化・効率化や行政サービスの飛躍的な向上につなげ、市民生活の利便性の向上を図っていく必要があります。

第6節 地方分権のさらなる進展

平成11年の地方分権一括法において委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に整理されました。これは、条例制定と法令解釈の余地の拡大という効果を生じさせる大きな変化であり、併せて条例により過料を科すことができる旨の規定も創設されています。

さらに、近年の地方分権・地域主権改革においては、義務付け・枠付けの見直しがなされ、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を目指して、国が法令で地方に義務付けてきた基準、施策を縮減し、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改められました。

こうした地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の権限・裁量は拡大しましたが、一方で責任の拡大を意味するものでもあり、また裁量の拡大は条例や施策等の立案から最終的な実現にわたる一連のプロセスを通じて、説明責任を果たすことが求められています。

本市においても、市民に最も身近な行政として、限られた地域資源と経営資源を有効に活用し、持続可能な自治体経営を確立する必要があります。

また、これまで以上に市民と行政が連携・協働して地域経営を目指すとともに、地域の課題は地域の中で、市民による判断と責任において解決していくための仕組みづくりに取り組む必要があります。

基本構想

基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの基本理念

人が輝き 活力あふれる 日本の宝島 “天草”

私たちが暮らす天草市には、国立公園に指定されている素晴らしい自然やキリシタンの歴史、南蛮文化を代表とする独自の文化、豊かな農林水産資源があります。さらには、日々の暮らしを通して育まれてきた相互扶助の精神など、全国に誇れる宝（地域資源）が数多くあります。

一方で、日本の総人口が減少に転じる中、本市では少子高齢化、そして人口減少が全国的にも極めて速いスピードで進んでいるという厳しい現状があります。

今こそ、島という特性と特色ある地域資源を生かし、その潜在能力を十分に発揮することで、新たな産業を創出し、天草ブランドを確立させ、地域に新たな活力を生み、育んでいくことが求められています。

また、世界遺産や観光の広域化など、九州の各都市との連携を強化することで、未来に希望を持てる交流都市として発展させていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがお互いに天草市民としての絆をさらに深めながら、まちづくりの主役となり、市民と行政は相互の信頼関係を築きながら、共にまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

この天草に、いつまでも住み続けたいと思う心豊かな暮らしがあり、その魅力に多くの人々が訪れてみたいと思う、そのような本市のまちづくりの基本理念を『人が輝き 活力あふれる 日本の宝島 “天草”』と定め、「将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島」を創ることを目指します。

◆「人が輝き」とは

まちづくりにおいて、市民が積極的に参画し、その結果として感動や達成感があることを意味しています。また、天草の一番の宝は市民であり、宝物が輝きを放つことをイメージしています。

◆「活力あふれる」とは

本市の産業の発展や地域の活性化、市民が健康で生き生きと生活できることなどへの希望を意味しています。

◆「日本の宝島 “天草”」とは

本市には、素晴らしい自然・風景や豊富な農林水産物、そして独自の伝統・文化など、他に誇れる多くの宝（地域資源）があることを意味しています。

第2節 まちの将来像

まちの将来像は、市民と行政が長期的な視点でまちづくりを進めていくうえで、共有するまちのイメージを示したもので、今後、本市がめざす8年後の姿を次のとおり定めます。

将来像Ⅰ

豊かで活力ある産業のまち

本市の豊富な地域資源を活かし、基幹産業である農林水産業をはじめ商工業、観光業の各種産業のブランド化など価値が創り出され、幅広い労働力と誰もが安心して働くことのできる雇用の場が確保されているとともに、様々な産業振興の活動がいきいきと行われ、島内ににぎわいと活力がみなぎる元気なまち。

将来像Ⅱ

文化を育み人が輝くまち

歴史や伝統文化を継承して島独自の文化を大切に育みながら、本市の将来を担う子どもたちが健やかに育つ教育環境が充実しているとともに、市民がまちづくりの主役としてお互いの役割を理解し、地域に愛着と誇りをもち、それぞれの個性を活かしながら、市民相互の人権が尊重された社会の様々な分野で個々が輝き、活躍できるまち。

将来像Ⅲ

安らぎのある快適なまち

市民の生命や財産を守るための防災対策、消防・救助・救急体制が強化され、安全な交通環境や防犯対策などが充実しているとともに、地域社会の中で市民がお互いに支え合う連携・協力体制が構築され、地球や本市の素晴らしい自然環境を守ることへの市民意識の高揚による循環型社会、安心・安全な住環境の中で市民が健康に暮らすことができるまち。

将来像Ⅳ

未来を拓く社会基盤が充実したまち

道路や上下水道などの市民の生活基盤や公共交通、さらには情報通信網などが整備・構築され、利便性が高い魅力ある都市機能を有するとともに、県内外の他都市との人や物、情報などの交流が盛んに行われており、交流人口の拡大などにより地域が活性化され、明るい未来が展望できる九州西岸地域の交流拠点となるまち。

将来像Ⅴ

自治体経営が安定したまち

安定した財源の確保と徹底した歳出を抑制する健全な財政運営と政策、施策、事業の明確な目標設定を行い、行政評価と連動した効果的な行政運営ができており、行政需要に対する職員個人の業務遂行能力が向上し、市民の期待に応えられる機能的で弾力的な組織運営、市政に関して市民の提案・参画の機会が確保されるように広報・広聴活動や情報公開が進んでいるまち。

第3節 将来推計

1 総人口

本市の人口は、今後も減少傾向が続き、平成34年には約73,000人になることが予測されています。年少人口は出生数の低下により年々減少傾向にあります。また、老年人口の割合は平成22年に33.6%、平成34年には42.0%となり、平成22年と比較して8.4ポイント上昇しますが、老年人口数は平成32年頃をピークに減少していくと予想されます。

また、生産年齢人口は今後も減少すると見込まれ、少子高齢化の傾向はさらに進むものと考えられますが、「天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略（5ヶ年計画）」などにより、計画目標年次（平成34年）の人口を76,000人と設定します。

■総人口および年齢階層別人口の推移と見通し（単位：人、%）

	平成22年		平成27年		平成32年		平成37年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	89,065	100.0	82,046	100.0	75,595	100.0	69,210	100.0
0～14歳	11,288	12.7	9,541	11.6	8,049	10.6	6,907	10.0
15～64歳	47,773	53.7	42,030	51.2	36,581	48.4	32,005	46.2
65歳以上	29,868	33.5	30,475	37.2	30,965	41.0	30,298	43.8

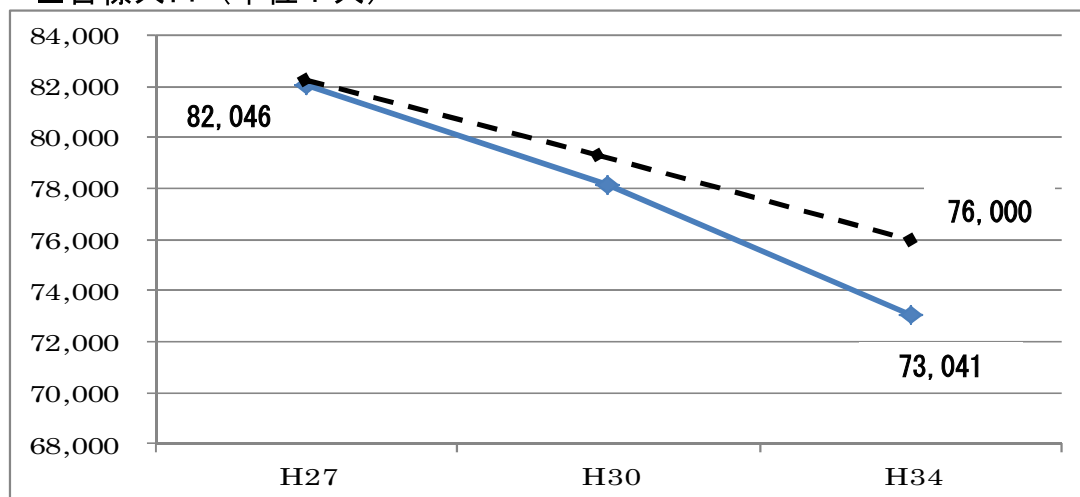
※平成22年については国勢調査結果の数値、平成27年～37年は国立社会保障・人口問題研究所による推計数値。

※平成22年には総人口に年齢不詳者を含むため、年齢階層別人口の合計とは一致しません。

	平成30年		平成34年	
	人口	構成比	人口	構成比
総人口	78,175	100.0	73,041	100.0
0～14歳	8,646	11.1	7,592	10.4
15～64歳	38,760	49.6	34,751	47.6
65歳以上	30,769	39.3	30,698	42.0

※平成30年の数値は平成27年～32年、平成34年の数値は平成32年～37年の推計を基に各年均等に増減したものとして推測した数値。

■目標人口（単位：人）



2 就業人口

15歳以上の人口に対する就業率は、平成17年は52.0%でしたが、平成22年は50.1%と1.9ポイント減少しています。「天草市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」により、平成34年の就労人口は40.9%（29,900人）と予測されますが、「天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略（5ヶ年計画）」などにより、目標年次における就業率を47.5%（32,000人）と設定します。

また、産業別就業数の割合は、第1次産業については後継者不足や高齢化のため、減少傾向が続くものと想定されます。第2次産業については、建設業などで減少はあるものの地域資源を生かした産業の創出により現状程度で推移するものと考えられます。

なお、第3次産業は、観光振興によるサービス業の増加などにより、増加するものと想定されます。

■目標年度における人口および就業者数(15歳以上人口に対する割合)

(単位：人、%)

	平成17年		平成22年		平成34年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	96,473	100.0	89,065	100.0	<u>76,000</u>	100.0
労働力人口	82,943	86.0	77,641	87.2	67,328	88.6
15～64歳	53,127	55.1	47,773	53.7	36,443	48.0
65歳以上	29,816	30.9	29,868	33.5	30,885	40.6
就業人口総数	43,118	52.0	38,904	50.1	<u>32,000</u>	<u>47.5</u>

※平成34年の数値は、「天草市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より推測した数値。

第4節 財政予測

本市の長期財政運営を展望すると、少子・高齢化による生産年齢人口の減少により税収が減少するとともに、交付税の合併算定替期間終了に伴う交付額の減額が見込まれる一方、高齢人口の増加により社会保障費が増加していくことが予測されます。

今後、限りある財源を有効に使うためには、計画期間における財政計画を基に事業の選択を行うとともに、日本経済の状況や国の制度改正等に大きく影響を受けることから、本市を取り巻く社会情勢の変化に応じて、今後も随時見直しを行っていきます。

■年次別財政計画

【歳入】

(単位:百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
市 税	7,277	7,207	7,119	7,032	6,944	6,856	6,768	6,680	6,592
地方交付税	25,018	24,964	24,228	23,578	22,928	22,277	21,627	20,735	20,735
国県支出金	9,118	9,221	8,783	8,557	8,474	8,583	9,624	8,750	8,838
市 債	4,040	5,694	5,800	6,000	6,000	5,500	4,500	4,500	4,500
そ の 他	5,493	5,687	6,302	6,577	6,555	5,374	5,387	4,335	4,335
うち財調繰入金	1,771	1,365	1,930	2,129	2,297	1,115	1,052	0	0
歳 入 合 計	50,946	52,773	52,232	51,744	50,901	48,590	47,906	45,000	45,000

【歳出】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
人 件 費	9,383	9,122	9,245	8,919	9,402	8,678	8,675	8,203	8,151
扶 助 費	10,040	9,834	9,689	9,746	9,805	9,864	9,925	9,987	10,050
公 債 費	6,950	6,779	6,663	6,678	6,640	6,629	6,598	6,550	6,401
物 件 費	5,352	5,270	5,071	4,937	4,743	4,556	4,452	4,280	4,192
補 助 費 等	5,645	5,720	5,565	5,530	5,547	5,485	5,410	5,335	5,561
繰 出 金	7,116	6,915	6,946	6,881	6,891	6,936	6,993	6,992	6,992
投資的経費	5,259	8,478	8,400	8,400	7,220	5,789	5,200	3,000	3,000
うち一般分	3,991	3,628	3,459	2,742	3,200	3,200	3,200	3,000	3,000
うち特別分	1,268	4,850	4,941	5,658	4,020	2,589	2,000	0	0
そ の 他	1,201	655	653	653	653	653	653	653	653
歳 出 合 計	50,946	52,773	52,232	51,744	50,901	48,590	47,906	45,000	45,000
(投資的経費特別分除く)	49,678	47,923	47,291	46,086	46,881	46,001	45,906	45,000	45,000

※投資的経費・一般分：道路や河川の整備など毎年度予算化が見込まれる経費

投資的経費・特別分：庁舎建設、防災行政無線整備事業など一時的に歳出の増加が見込まれる経費

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
財政調整基金残高	12,888	11,523	9,593	7,464	5,167	4,052	3,000	3,000	3,000
市 債 残 高	53,781	54,139	53,790	53,591	53,411	52,728	51,071	49,457	47,975

第5節 市民が住みたいと思う環境指標

1 指標のあり方と位置付け

第2次天草市総合計画では、計画の達成状況を市民と行政が共有し、常に点検と改善をしていくことを目指し、基本構想に「市民が住みたいと思う環境指標（以下、「環境指標」という。）」を設定します。

この環境指標は、基本構想に掲げる5つのまちの将来像を住みたい環境要素とし、本市の自然環境や地域資源を活かして持続可能なより良い生活を実現するために、市民や住民自治組織、様々な活動団体の生活実感の中から象徴的指標と数値目標を設定したものです。

また、基本計画では、施策の成果指標、実施計画では事業の活動指標をそれぞれ設定し、基本構想の環境指標を含めた3つの評価体系が連動して、総合計画の実効性を高めるものとします。

2 総合計画体系における指標の整理

総合計画の基本構想、基本計画、実施計画における指標を、次のとおり整理します。

1 基本構想の指標

基本構想の指標は、「市民が住みたいと思う環境指標」とし、基本構想の5つのまちの将来像の「実現の姿」、「望ましい社会の状態」として、「象徴的指標（めざす姿）」と「数値目標」を設定します。

また、「象徴的指標」の測り方については、市民と行政のみんなで取り組む活動による達成状況を設定します。

2 基本計画の指標

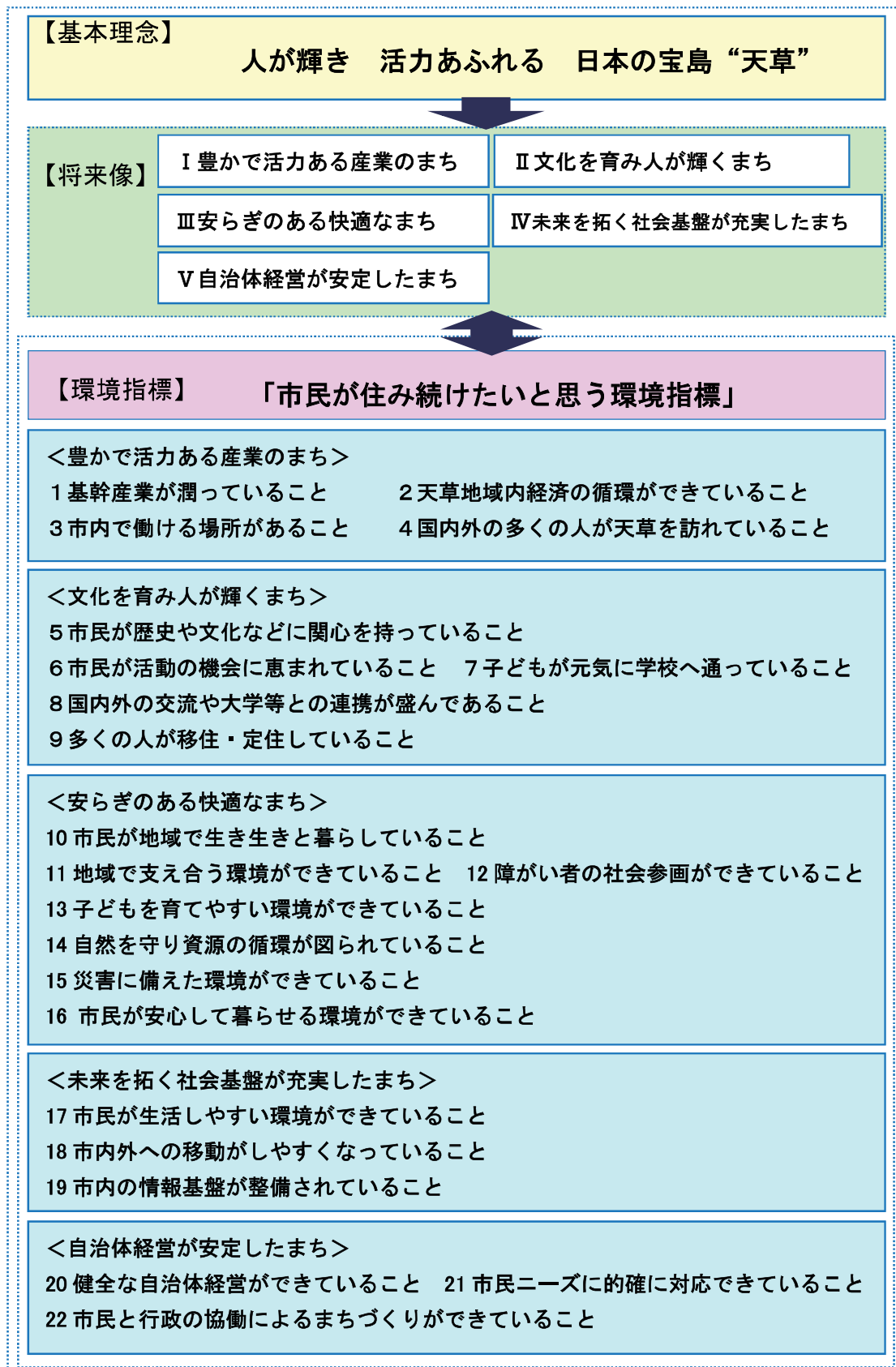
基本計画には、7つの部門それぞれが担う「部門経営方針（めざす姿）」を掲げ、それに基づき各部門に「政策方針」を策定します。

基本計画の指標は、「政策方針」に基づく施策計画や実施計画の事務事業を政策の観点から束ねた「政策がめざす姿」を測る指標として、「成果指標（アウトカム指標）」と「数値目標」を設定します。

3 実施計画の指標

実施計画の指標は、政策に基づいた施策計画を実現するために実践する個別の事務や事業の活動状況を測る指標として、「活動指標（アウトプット指標）」と「数値目標」を設定します。

＜総合計画基本構想の体系イメージ＞



「市民が住み続けたいと思う環境指標」

人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”の実現	まちの 将来像	象徴的指標 (めざすすがたの指標分類)	測り方 (数値)	単位	現状値 (H26)	前期目標値 (H30)	目標値 (H34)	
	豊かで 活力ある 産業の まち	1	基幹産業が潤っていること	市内総産業額に占める1次産業生産額の割合(所得推計)	%	5.4	5.4	5.4
		2	天草地域内経済の循環ができていること	意識して天草産の品物を購入(使用)している市民の割合	%	68.9	77.0	85.0
		3	市内で働ける場所があること	市内に働く場所があると感じる市民の割合	%	7.4	14.8	22.2
		4	国内外の多くの人が天草を訪れていること	多くの来訪者(観光客等)が天草を訪れていると感じる市民の割合	%	20.2	29.0	37.7
	文化を 育み人 が輝く まち	5	市民が歴史や文化などに関心を持っていること	次の世代に歴史や伝統・文化が継承されていると感じる市民の割合	%	22.2	34.9	47.5
		6	市民が活動の機会に恵まれていること	生涯学習やスポーツの機会が多いと感じる市民の割合	%	22.3	36.6	50.9
		7	子どもが元気に学校へ通っていること	子どもが学校で学ぶ環境が充実していると感じる市民の割合	%	33.1	42.8	52.5
		8	国内外の交流や大学等との連携が盛んであること	国際交流や大学等と連携した事業に参加する機会があると感じる市民の割合	%	4.4	10.8	17.2
		9	多くの人が移住・定住していること	移住・定住者の人数(平成20年度からの累計)	人	173	253	333
	安らぎ のある 快適な まち	10	市民が地域で生き生きと暮らしていること	健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	70.8	79.0	87.1
		11	地域で支え合う環境ができていること	いざという時に地域に頼れる人がいる市民の割合	%	53.2	63.1	73.0
		12	障がい者の社会参画ができていること	障がい者が地域社会で生き生きと生活していると感じる市民の割合	%	15.9	29.4	42.9
		13	子どもを育てやすい環境ができていること	天草は子育てしやすい地域であると感じる市民の割合	%	51.6	60.3	69.0
		14	自然を守り資源の循環が図られていること	環境保全活動が活発であると感じる市民の割合	%	30.7	44.3	57.9
		15	災害に備えた環境ができていること	災害時に助け合うことができると思う市民の割合	%	48.4	59.5	70.6
		16	市民が安心して暮らせる環境ができていること	安心して暮らせていると感じる市民の割合	%	66.9	76.9	86.9
	未来を 拓く社 会基盤 が充実 したま ち	17	市民が生活しやすい環境ができていること	生活しやすい環境(住宅・水道・公園など)が整っていると感じる市民の割合	%	52.8	63.6	74.4
		18	市内外への移動がしやすくなっていること	市内外への移動がしやすいと感じる市民の割合	%	23.6	32.1	40.5
		19	市内の情報基盤が整備されていること	市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	%	25.1	38.5	51.9
	自治体 経営が 安定し たまち	20	健全な自治体経営ができていること	行財政改革大綱アクションプランの達成割合	%	0.0	100.0	100.0
21		市民ニーズに的確に対応できていること	行政が提供するサービスに満足している市民の割合	%	26.4	43.2	59.9	
22		市民と行政の協働によるまちづくりができていること	市民と行政の協働によるまちづくりができていると感じる市民の割合	%	16.5	30.5	44.5	

前 期 基 本 計 画

前期基本計画

第1章 基本計画のあらまし

第1節 計画の目的

この計画は、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念『人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”』に基づき、5つのまちの将来像を実現させるため、計画期間（平成27年度から平成30年度）における行政運営の指針とするために策定するものです。

第2節 計画の構成

この計画では、まちの将来像の実現に向けて7部門がそれぞれ担う経営方針（めざす姿）を掲げ、部門政策方針を定め、計画期間内に取り組む政策と施策計画について記載しています。

また、政策ごとの現状と課題を整理し、それぞれの施策計画ごとに成果指標を設定しています。

第3節 トータル・システム化の推進

この計画は、本市の行政システム（総合計画や予算編成、行政評価などの仕組み・制度）を支える最上位の役割を担うものであり、計画期間中に、産業、観光、教育、福祉、環境等の各分野別計画の見直し・改訂を行い、総合計画の目標年次・期限・部門政策方針などと整合させる「計画の総合化」と、既に構築・運用されている行政システムが全体として機能するよう、現状を一度整理し、全てのシステムを同じ方向に向けるように再構築する「行政システムの統合化」を進め、「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進します。

第2章 計画の目標年次、人口予測

第1節 目標年次

この計画の目標年次は、平成30年度とします。

また、この計画は、平成34年度を目標とする基本構想のまちの将来像の実現に向け、4年間で実行する計画です。

第2節 人口予測

本市の人口は、今後も緩やかな減少を続け、平成30年には約78,000人（平成34年には約73,000人）になると予測しています。

また、今後はさらに少子・高齢化が進み、年少人口（1～14歳）は全人口の11.1%となり、平成22年の12.7%から1.6ポイント減少すると予測されます。逆に、高齢人口（65歳以上）は平成22年の33.6%から39.3%となり、5.7ポイント増加すると予測されます。

第3章 基本計画の基本方針

第1節 部門経営方針及び政策方針

本市が目指すまちの将来像の実現に向けて、実施組織となる7部門が部門経営方針の下に、部門政策方針を定め、政策ごとに施策計画（分野別計画含む）を掲げ取り組んでいきます。

また、「天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略（5ヶ年計画）」においても、基本計画と整合性を図りながら取り組んでいくこととします。

1. 創造性豊かな産業のまちづくり【産業経済部門】

本市の産業を持続的に成長させていくためには、地場産業の振興に加え、新しい活力を生み出していくことが重要です。社会情勢の変化や消費者ニーズの高まりに対応し、地域資源を活用した新たな産業の創出と雇用を支える起業・創業等を促進します。

また、本市の数々の産品は、豊かで良質な農林水産物に支えられています。これらを生産する農林水産業を次世代に引き継いでいくため、魅力ある職業としての農林水産業の確立を目指し、担い手の確保・育成や生産基盤の強化、新たな需要の創出、さらには生産から加工・流通・販売までを天草内で完結させる6次産業化の推進など、産地間競争に勝る取り組みを加速します。

現在、様々なモノやサービスがあふれていますが、市場や消費者のニーズを捉えた天草産品の価値を見出し、その価値を高めることにより、他地域との差別化を図るとともに、ターゲットとする顧客や市場に対しても、その特徴や価値を十分に伝えていく仕掛けづくりを行いながら、天草ブランドの浸透を図ります。

さらに、国内のみならず海外の人々も惹きつける魅力ある価値を高めた農林水産物や加工品により、特に急速な経済成長を続けているアジアをはじめとする新興国などへの輸出にも挑戦し、新たな市場を切り拓いていきます。

今後、本市の生産年齢人口が大幅に減少することが予想される中、多様な人材を確保するため、経験豊かな高齢者の雇用機会の充実、子育てをしながら働ける職場環境づくり、障がいのある人の雇用促進に向けて取り組みます。また、外部へ人材を求めていくことも重要となることから、U・J・Iターンなどを促進し、地場産業や地域を支え、新たな活力を生み出す人材、そして様々な都市部の知識・情報・知恵を受け入れる取り組みを進めます。

2. 歴史と文化の薫り高い魅力あふれる観光のまちづくり【観光・文化部門】

本市には、キリスト教の伝来とともに南蛮文化が華開き、天草島原の乱を経て天領として江戸幕府に統治されていた特異な歴史や、多彩な文化的遺産を有するほか、これまで先人達が守り伝えてきた祭り、風習、民俗芸能など特色ある文化的資源を有しています。

今後とも、本市の特長である歴史文化遺産、伝統文化等を大切にし、市民の郷土愛やコミュニティ意識を醸成していくため、市民と行政が一体となって、これらの貴重な資源の保存・継承・活用に努め、歴史と文化の薫り高いまちづくりを目指します。

また、雲仙天草国立公園に代表される豊かな自然景観や、野生のイルカを間近に見ることができるイルカウォッチング、特色ある農林水産資源を生かした食文化、人情味あふれる“おもてなし”などの観光資源に加え、崎津集落の世界文化遺産登録や天草ジオパークを推進し、天草の観光地としてのブランド力を高めるとともに、地域固有の歴史と文化を生かした観光資源を発掘・整備し、本市独自の体験・滞在型交流プログラムを開発することなどにより、観光のまちづくりを推進します。

さらに、海外に目を向けたインバウンド（外国人観光客誘致）に関する事業の推進や、観光客の利便性向上を図るための施設整備を推進し、2次アクセス等の受入体制を充実していくことにより、国内外から人々が訪れる魅力あふれる観光地「天草」の確立に向け取り組んでいきます。

3. 人が輝く活力あるまちづくり【地域振興・教育部門】

まちづくりの基本は「人づくり」です。市民の持つ柔軟な「発想力」や豊かな「創造力」を引き出しながら、粘り強くまちづくりに取り組む「推進力」を育むことが重要です。

そのために、未来を担う子どもたちが、郷土への愛を育みながら、学びを通して、確かな学力と社会性を身に付けられるよう地域の特色を活かした教育の展開を進め、学校、家庭、地域社会そして行政が一体となって人材の育成に取り組めます。

市民に対しては、積極的に研修や学習の機会を提供し、様々な活動を通して天草の次世代を担うリーダーの育成と市民力の向上を支援していきます。

また、その力を地域で発揮できる仕組みをつくることで、一人ひとりが輝き活動することができ、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの存在を認め合い、一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で暮らすことができる地域社会を創ります。

そして、市民・自治組織・企業・NPO・行政などのまちづくりの主体が、相互の関係性を深め、各々の得意分野を活かしながら協力、連携することにより、地域の特性を活かした新たな天草の創造を図ります。

さらに、まちづくり協議会を中心として、地域の実情に即した「地域まちづくり計画」を策定し、特色ある地域づくりに取り組んでいきます。

4. 生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり【保健・医療・福祉部門】

全ての市民が、いつまでも健康で生き生きと暮らすことができるように、市民一人ひとりが健康の大切さを認識し、日頃から主体的に健康づくりに取り組むように意識啓発や環境づくりを進めます。

また、健康に暮らしていくためには、必要な時に必要な医療サービスが受けられることが重要であり、医療機関と連携し、身近な地域でいつでも安心して医療サービスが受けられる環境づくりを進めます。

そのうえで、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように行政だけでなく家庭、地域、職場などが協力して支援する仕組みづくりや意識啓発などを図り、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

高齢者に対しては、いつまでも自立して暮らせるように、地域活動への参加など生きがいを持って暮らせる環境づくりを、また、障がいのある人に対しては、能力や適性に応じた就労支援など社会参加に向けた環境づくりを進めます。

子どもは、日本の宝島“天草”にとって最も大切な宝物です。全ての子育て中の親が「天草で子どもを産み、育てることができて良かった。」と実感できるように、保護者のニーズに対応した子育て支援や、地域で子どもを見守る環境づくりを進めます。

5. 環境と共生した安心・安全なまちづくり【生活環境・防犯防災部門】

全ての市民の権利や個性が尊重され、安心して生活できる社会を実現するため、犯罪や悪質な行為の被害を受けやすい高齢者や児童・生徒、障がいのある人等を地域全体で見守り、問題の予防・対策に努めていきます。

また、市民の防災意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するため、防災訓練などを通じた防災技術・知識の向上への取り組みを支援することで、子どもからお年寄りまで「暮らしやすさ」を実感できる災害に強い社会環境づくりに努めていきます。

そして、自然と共生しながら持続的に発展するまちの創造に向けて、市民が天草の藍く美しい海や緑深い山々などの美しい自然に誇りと愛着を持ち、それらを後世に継承するため自ら行動するまちづくりに取り組んでいきます。

6. 暮らしやすい機能的なまちづくり【都市基盤整備部門】

天草の豊かな自然や歴史・文化などの特性に配慮して公園などの都市施設を活用しつつ、土地利用の規制・誘導を的確に行いながら、良好なまちなみ景観を形成します。

また、市民の生活において拠点間の円滑な移動ができるよう、国県道と幹線市道を含めた道路網の整備を行い、空港、港湾などの交通基盤との連携を

とりながら、一般交通、公共交通の利用を活発にしていきます。

あわせて、熊本天草幹線道路の整備促進、長崎県・熊本県・鹿児島県を結ぶ島原天草長島連絡道路の実現に向けた活動を関係団体と一体となって展開しながら、陸、海、空における総合交通体系を確立し、地域間交流の増進を図ります。

さらに、市民が安心して、安全に住み続けることができるような住環境や、上下水道等のライフラインを整備するとともに、高度情報化社会における市民と行政との情報共有を図り、利便性が高く機能的な社会基盤づくりに取り組んでいきます。

7. 持続可能な行政経営ができるまちづくり【総務・企画部門】

経済の低迷や人口の減少による税収の減少、普通交付税の合併算定替期間終了など、今後予想される大幅な収入の減少に対して、将来的に持続可能な行政運営を維持するため、必要な財源の確保と、選択と集中による事業の実施に取り組みます。

また、これまで行ってきた人員削減、コスト削減を継続するとともに、今後は経営的視点に立って、限られた経営資源（人、物、金、情報、時間）を有効に活用し、効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組みます。

職員数が減少する中、市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するため、縦割り行政から横断的・弾力的な連携を推進することにより、社会情勢に応じた効率的・効果的な組織の見直しを行っていきます。

さらに、時代を先取りしたまちづくりを迅速かつ的確に進めるため、専門的な能力や知識を備えた職員を育成するとともに、市民ニーズに的確に対応できる質の高い行政サービスを提供するため、まちづくりのプロとして、職員一人ひとりが責任と改革意欲を持って、能力の向上に取り組めます。

多様化・複雑化する市民ニーズに対して、より質の高い行政サービスを安定して提供していくためには、行政単独の力だけでは限界があります。地域や行政がどういった問題を抱えているのかといったことを市民に発信し、市民と情報を共有することで透明性の高い市政運営を行うとともに、市民が市政に関心を持ち積極的にまちづくりに参画できる体制を整備し、地域団体、市民活動団体、企業など多様な担い手との協働によるまちづくりを推進します。

第2節 総合計画体系図

